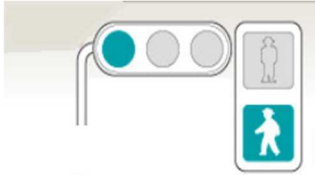


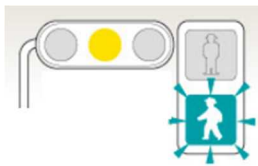
だい しょう こうつう  
第9章 交通

1 交通ルール

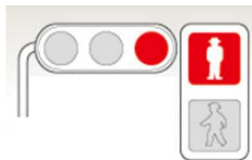
1-1 信号の色の意味



- 青色 : 進むことができます。




- 黄色 / 青色がつかたり消えたりする。  
: 車は止まります / 人は渡り始めてはいけません。



- 赤色 : 止まります。

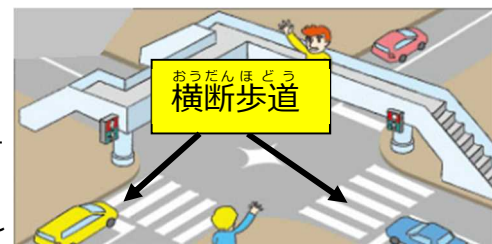
1-2 道を歩きます



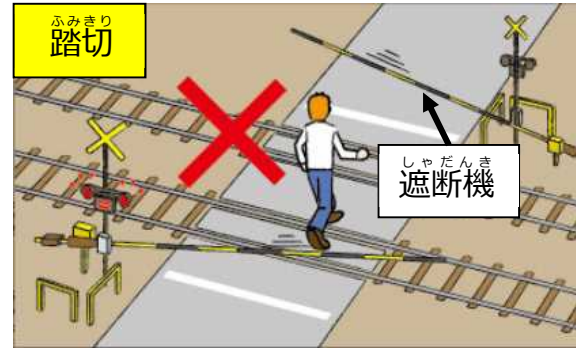
- 歩道 < = 人が歩くための道 > を歩きます。
- 歩道がない所では、道の右側を歩きます。
- 道を渡るときは、信号がある所や横断歩道などを渡ります。
- このマーク →  がある所を渡ってはいけません。



- 横断歩道では、手をあげたり、車やオートバイを運転している人を見たりして、横断歩道を渡ることを伝えます。それから、道が安全かどうかを確かめてから渡ります。
- 道を渡っているときも、車やオートバイが来ないかよく見ます。



- ふみきり けいほうき おと しゃだんき お  
踏切では、警報器の音がしているときや、遮断機が下  
り始めたときは渡ってはいけません。

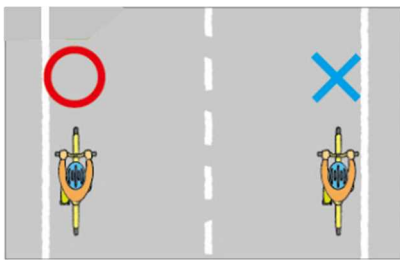


- よる ある しろ きいろ あか いろ ふく き  
夜、歩くときは、白や黄色など明るい色の服を着たり、  
くるま のライトが当たると光る物を服や靴、かばんに付け  
たりして、くるま うんてん ひと み  
車を運転する人からよく見えるようにします。

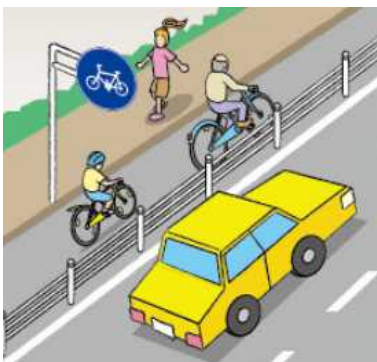



### 1-3 じてんしゃ の 自転車に乗ります

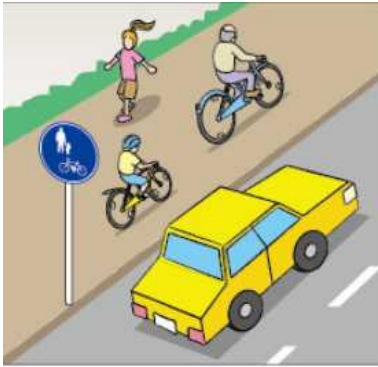
- じてんしゃ ほうりつ くるま おな  
自転車は法律では「車」と同じです。




- じてんしゃ はし ところ  
自転車が走ってもいい所  
くるま はし みち いちばんひだり  
車が走る道の一番左



このマーク→  がある道 (じてんしゃ みち  
自転車だけの道)



このマーク→  がある道 (人と自転車の道)

- ・この絵のように、車が走る道に近い所を走ります。
- ・すぐに止まることができるようにゆっくり走ります。
- ・歩いている人のじゃまにならないように、自転車を降りたり、止まったりします。

・ 自転車の乗る時のルール

お酒を飲んだとき、自転車の乗ってはいけません。

1台の自転車に2人で乗ってはいけません。



ほかの自転車の横に並んで走って

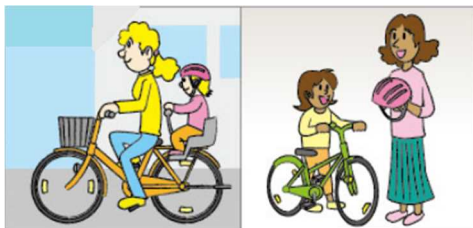
はいけません。

傘をさしたり、携帯電話 (スマートフォン) を使ったりしながら運転

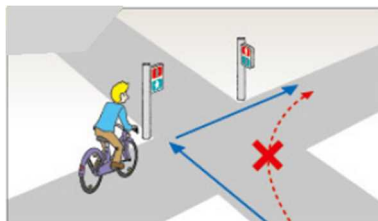
してはいけません。



夜など、暗いときはライトをつけなければなりません。



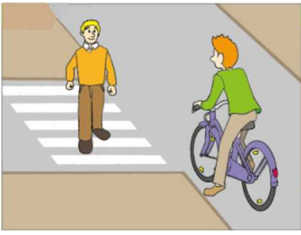
大人の自転車に5歳以下の子どもを乗せるときや、12歳以下の子どもが自転車を運転するとき、子どもはヘルメットをかぶります。大人も、自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶりましょう。



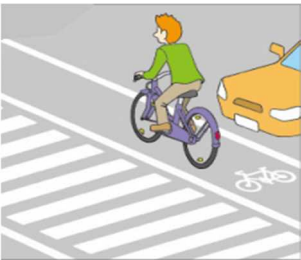
・ 交差点を通るとき

右に曲がる時、この絵の青い線のように進みます。

赤い線のように斜めに進んではいけません。



ひだり ま ある ひと と  
左に曲がる時、歩いている人がいたら、止まります。



こうさてん ちか みち じてんしゃ え  
交差点やその近くの道に、自転車の絵→  
あつたら、そこをとおります。



がかいて



このマーク→ 止まれ があるところでは、一度止まらなければなりません。安全かどうか、周りをよく見てから進みます。

● じてんしゃ ほけん  
自転車の保険

- あなたが自転車で事故を起こしたときのために、保険に入りましょう。ほかの人にけがをさせてしまったときなどに、保険の会社からお金が出ます。
- 保険に入らなければならない県や市などもあります。自転車の店などで聞いてください。
- 詳しくは、↓を見てください。



<https://www.jitensha-kyogikai.jp/project/#insurance-promotion>



## 1-4 車やオートバイを運転します

### 運転するとき

- 運転免許が必要です。
- 運転免許証を持っていないとき（家に忘れたときなど）は、運転してはいけません。
- 道の左側を走ります。歩いている人や自転車の近くでは、ゆっくり走ります。



にほん  
日本の  
運転免許証



- 運転する人も、一緒に乗る人も、みんなシートベルトをしなければなりません。
- 車やオートバイを運転しているとき、携帯電話（スマートフォン）を使ってはいけません。



### お酒を飲んだとき

- 運転してはいけません。
- お酒を飲んだ人に車やオートバイを貸したり、運転をお願いしたりしてはいけません。
- これから運転する人に「お酒をどうぞ」と勧めてはいけません。



### 子どもを乗せるとき

- 5歳以下の子どもを車に乗せるとき、「チャイルドシート」を使わなければなりません。



★ 交通ルールのこと書いているウェブサイト（英語）

<https://www.npa.go.jp/english/bureau/traffic/index.html>



2 くるま うんてんめんきよ  
車やオートバイの運転免許



にほん くるま うんてん ひと  
日本で車を運転できる人は？

つぎ も ひと うんてんめんきよしょう うんてん なが  
次の①か②か③を持っている人です。②と③の運転免許証で運転できるのは、長くて1  
ねん  
年です。



① にほん うんてんめんきよしょう  
日本の運転免許証

② こくさいうんてんめんきよしょう  
国際運転免許証

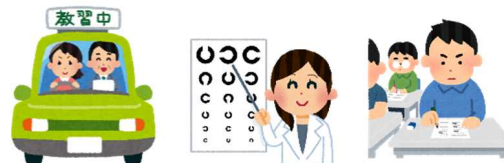
- ・ 「ジュネーブ条約」という約束で決められた  
国際運転免許証だけです

③ じぶん くに ちいき うんてんめんきよしょう たいしかん にほんご しょうい  
自分の国や地域の運転免許証と、それを大使館などで日本語にした書類  
(エストニア、スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾)

にほん うんてんめんきよ と ひと  
日本の運転免許を取りたい人は？

つぎ  
次の①か②をします。

① にほん しけん う  
日本の試験を受けます。



どこで： す とうふけん うんてんめんきよ  
住んでいる都道府県にある「運転免許センター」など

どんな試験： しけん うんてん ぎじゆつ こうつう しけん め みみ けんさ  
運転の技術や交通ルールの試験、目や耳などの検査

- ・ しけん まえ じどうしゃきょうしゅうじょ がっこう かよ ひと おお  
試験の前に「自動車教習所」という学校に通う人が多いです。

② じぶん くに うんてんめんきよ にほん うんてんめんきよ か  
自分の国の運転免許から日本の運転免許に替えます。

どこで： す とうふけん うんてんめんきよ  
住んでいる都道府県にある「運転免許センター」など

- ・ じぶん くに うんてんめんきよ と ひ げつじょう じぶん くに ひと ちう こ  
自分の国で運転免許を取った日から3か月以上、自分の国にいた人だけ申し込  
むことができます。

うんてんめんきょしょう あたら  
運転免許証を新しくします

- うんてんめんきょしょう  
運転免許証には、いつまで運転できるか書いてあります。



にほん うんてんめんきょしょう  
日本の運転免許証

- この日になる前に、運転免許証に書いてある住所にはがきが来ます。
- はがきに書いてある警察署か「運転免許センター」などに行って、運転免許証を新しくします。
- 持って行く物は、はがきに書いてあります。

じゅうしょ なまえ か  
住所や名前が変わったとき

- 警察署に行って、運転免許証に新しい住所などを書いてもらいます。
- 持って行く物は警察に聞いてください。

### 3 車やオートバイを持っている人がすること

自分の車を登録します



- 車を買ったときや、もらったときなどは、住んでいる所にある「運輸支局」や「検査登録事務所」に知らせて、車を登録しなければなりません。
- 登録していない車を運転してはいけません。

★ 全国の運輸支局：

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/ans\\_system/help02.htm](https://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/ans_system/help02.htm)



車を置く場所

- 車を買ったときや引っ越したときは、車を置く場所（駐車場など）を警察に知らせなければならない市や東京都の区などがあります。わからないときは警察に聞いてください。



車が安全かどうか調べます

- 1年か2年に1度、車の安全や、空気を汚しにくい車かどうかなどを調べる「車検」をしなければなりません。
- ↓このような看板がある工場などで「車検」をしてもらいます。



- 車検が終わったら「車検証」という書類をもらいます。
- 運転するときは、「車検証」をいつも車やオートバイに入れていなければなりません。

車を使わなくなったとき

- 車を使わなくなったときや、外国に持って行くときは、住んでいる所にある



「運輸支局」や「検査登録事務所」に知らせます。

車の保険



- 事故があったときのために「自賠責保険」<= 車やオートバイを運転する人からお金を集めて、事故にあった人を助ける制度>に入らなければなりません。
- 「自賠責保険」に入っていない人は車やオートバイを運転することができません。
- 事故でほかの人にけがをさせてしまったときや、その人が死んでしまったとき、保険の会社からお金が出ます。
- 車やオートバイの店、コンビニなどで「自賠責保険」に入ることができます。
- 事故で車が壊れたときなどにお金が出る「任意保険」にも入ったほうがいいです。



4 交通事故のとき

① まず、車や自転車を安全な所に止めます。



② それから、救急や警察に電話をかけます。



- けがをした人がいるときは119に電話をかけて、救急車を呼びます。
- けがをした人がいるときも、いないときも110に電話をかけて、警察の人が来るまで待たなければなりません。

(→ 電話のかけ方はP74、P75を読んでください。)



③ 病院へ行きます。

- 事故のときに大丈夫だと思っても、本当はけがをしているかもしれません。病院へ行ったほうがいいです。

④ 「交通事故証明書」という書類をもらいます。

- 保険のお金をもらうときなどにこの書類が必要です。
- 「自動車安全運転センター」に申し込むことができます。



★ 自動車安全運転センター

<https://www.jsdc.or.jp/center/tabid/106/Default.aspx>

